

命 令 書

申立人 全日本運輸産業労働組合富山県連合会富山合同労働組合

被申立人 栄徳運輸株式会社

主 文

- 1 被申立人会社は、申立人組合の組合員に対して申立人組合からの脱退を懲憑するなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、申立人組合栄徳運輸分会から昭和56年10月26日付けで申入れのあった事項について、誠意をもって申立人組合との団体交渉に応じなければならない。
- 3 被申立人会社は、申立人組合の組合員A1に対する昭和56年11月30日付けの解雇を取り消し、原職に復帰させなければならない。
- 4 被申立人会社は、申立人組合に対し、本命令受領後7日以内に、下記の誓約文を手交しなければならない。

記

誓 約 文

当社が行った下記の行為は、富山県地方労働委員会で不当労働行為と認定されました。今後このような行為を繰り返さないことを誓約いたします。

記

1. 貴組合の組合員に対して、貴組合からの脱退を懲憑するなどしたこと。
2. 貴組合との団体交渉を拒否したこと。
3. 貴組合の組合員A1を、昭和56年11月30日付けで解雇したこと。

昭和 年 月 日

全日本運輸産業労働組合富山県連合会富山合同労働組合

執行委員長 A2 殿

全日本運輸産業労働組合富山県連合会富山合同労働組合

栄徳運輸分会

執行委員長 A3 殿

栄徳運輸株式会社

代表取締役社長 B1

- 5 被申立人会社は、本命令受領後7日以内に、下記の誓約文を縦1m、横1.5mの白紙に墨書し、被申立人会社事務所正面入口の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

誓 約 文

当社が、貴組合の組合員に対して貴組合からの脱退を懲憑するなどしたこと、貴組合との団体交渉を拒否したこと及び貴組合の組合員A1を解雇したことは、富山県地方労働委員会で不当労働行為と認定されました。今後このような行為を繰り返さないことを誓約いたしま

す。

昭和 年 月 日

全日本運輸産業労働組合富山県連合会富山合同労働組合

執行委員長 A 2 殿

全日本運輸産業労働組合富山県連合会富山合同労働組合

栄徳運輸分会

執行委員長 A 3 殿

栄徳運輸株式会社

代表取締役社長 B 1

6 申立人組合のその余の請求は、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人栄徳運輸株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、高岡市）に住所を置き、運輸事業を主たる業務とする資本金1,200万円、従業員約24名を有する会社である。

なお、会社は、旧社名を北陸梱包輸送株式会社（以下「北陸梱包輸送」という。）といい、昭和56年9月1日に商号を変更し、現在に至っている。

(2) 申立人全日本運輸産業労働組合富山県連合会富山合同労働組合（以下「合同労組」という。）は、富山県内の中小トラック運輸事業及びその関連事業に従事する労働者の個人加入によって結成された単一組織の労働組合であり、事業所ごとに分会を設け、本件申立時の組織状況は、5分会、総組合員数約55名である。

本件発生の栄徳運輸分会（以下「分会」という。なお、「合同労組」と「分会」とを包括して「組合」という。）は、昭和56年10月24日、会社従業員約10名で結成され、本件申立時の分会組合員数は約14名である。

2 分会の結成について

(1) 昭和56年10月24日、会社従業員約10名は合同労組に加入し、同日分会を結成した。

なお、結成時の分会執行部は下記のとおりである。

執行委員長 A 4（以下「A 4」という。）

副執行委員長 A 1（以下「A 1」という。）

書記長 A 3（以下「A 3」という。）

執行委員 A 5 A 6 A 7

会計監査 A 8 A 9

(2) 同月26日午前8時30分頃、A 4、A 1、合同労組書記長A10（以下「A10」という。）らは会社に赴き、会社常務取締役B 2（以下「B 2 常務」という。）及び取締役B 3（以下「B 3 取締役」という。）に面会して、分会から会社あての、会社従業員が合同労組に加入して分会を設立し、上記(1)のとおり役員を選出した旨の「労働組合結成通知」を提出した。

また、同時に、団体交渉を申し入れた「要求書」を提出した。要求事項は次のとおり

である（原文のまま）。

記

- 一 組合事務所として、会社施設内に、一カ所設けて戴くこと。
 - 一 組合掲示板若しくは、掲示箇所を会社施設内に、設けて戴くこと。
 - 一 組合費のチェック・オフを実施して戴くこと。
 - 一 労働基準法はじめ関係法令を厳守し、抵触する部分は、直ちに是正されること。
（具体的には、就業規則第四条、五条、十一条、十三条並びに賞罰規定第三条、同第四条等）
 - 一 年末一時金を一律二十五万円支給すること。
 - 一 休日は、日曜、祭日、盆二日、正月四日とすること。
 - 一 退職金制度を設けて戴くこと。
 - 一 不当労働行為は、行わないこと。
- 3 分会結成後の会社の対応について
- (1) 昭和56年10月26日午前11時40分頃、分会結成通知後社外の配属先で勤務していたA4及びA1は、会社へ戻るよう指示を受けた。
 - (2) 会社へ戻った両名に対し、会社代表取締役社長B1（以下「B1社長」という。）は、同日午後零時30分頃から2時間近くにわたり、北陸梱包輸送時代からの負債1億数千万円の明細を見せるなどしながら、「組合をやめろ。」「組合を作るとは何事だ。会社がつぶれてしまう。」という趣旨の発言をした。
 - (3) 同日午後2時10分頃、A10らは会社へ赴き、A4らに対する工作をやめるよう抗議したが、B1社長は、「おれは組合を認めない。」「文書は破って捨ててしまった。」「法律が何だ。今後も続ける。」と発言した。
 - (4) 翌27日午前零時頃、B3取締役の訪問を受け、朝5時頃まで話していたA4は、同日以降会社を無断欠勤した。同人の行動を不審に思ったA1ら分会役員は、27日及び28日にA4を訪ね、脱会届を出そうとしていた同人を説得したが、A4は同月29日頃、組合員の総意と称した同月27日付けの、合同労組等にあてた「脱会届」（写）を会社に提出した。
なお、分会における合同労組等からの脱退に関する決議はなされていない。
 - (5) 同年11月3日午前10時頃、給料に関する説明を行うということで、分会組合員約11名を含む会社従業員約15名が会社を集められたが、その席上、B1社長は、「いま会社は、組合を作る段階ではない。私は組合を認めない。」「上部団体を脱退しろ。」「従業員全員が加入する組合なら認める。」という趣旨の発言をした。
 - (6) 同月21日の朝礼終了後、分会組合員らに対し、B2常務は、「今月末で赤字が400万円あるが、これは従業員の給料分である。分会を解散し地労委への救済申立てを撤回しなければ、社長は会社経営から手をひく。そうなれば、今月末で会社がつぶれてしまう。」という趣旨の発言をした。
- 4 団体交渉について
- (1) 昭和56年10月26日、分会は、前記8項目について同年11月2日午前8時15分から団体交渉を行うよう求めた「要求書」を、B2常務に提出した。
 - (2) 同年11月2日午前8時15分頃、合同労組執行委員長A2、A3ほか3名は会社へ赴き、

A 3がA 4に代わり分会執行委員長に選任された旨の役員変更通知を提出し、同時に10月26日付け「要求書」に対する回答を求めたところ、B 2常務及びB 3取締役は、「委員長名で脱会届が出ている。」「組合は認めない。要求書は社長によって破られてしまった。」との理由で、団体交渉を拒否した。

- (3) 同月11日午後零時30分頃、組合は、同月13日午後6時から前記8項目について団体交渉を行うよう、「団体交渉申入書」をB 2常務に提出し、同日併せて同一内容の「団体交渉申入書」を内容証明郵便で会社に送付した。
- (4) B 2常務は同月12日付けで、「当社には現在労働組合を必要としないので関係書類は返納致します。」と、前記内容証明郵便をA 3の自宅へ返送した。
- (5) 同月13日午後6時頃、組合役員は会社へ赴き、団体交渉の開催を求めたが、B 2常務は、「関係ない。」「内容証明郵便は必要ないので送り返した。」と、団体交渉を拒否した。
- (6) 翌14日午前8時30分頃、A 3は前記内容証明郵便の控えをB 2常務に提出し、団体交渉の開催を求めたが、B 2常務はこれを拒否した。
- (7) 同年12月2日、組合は、前記8項目についての団体交渉開催等を要求した「抗議申入れ」文書を提出したが、会社はこれに応じなかった。

5 A 1の解雇について

- (1) A 1は、昭和52年9月頃北陸梱包輸送に入社し、以来運転業務等に従事、最近は地場部門の担当となっており、昭和56年10月まで班長職にあった。
- (2) 昭和56年10月24日の合同労組加入、分会結成の際、A 1は分会副執行委員長に選任され、現在に至っている。
- (3) 同年11月26日、B 1社長は、同人が社長職を兼務する明徳輸送株式会社にA 1を呼び出し、「組合をやめろ。」「あんたから脱会するように、中心になっている3、4名に話をしてくれ。」という趣旨の発言をしたが、A 1はこれを拒否した。
- (4) 同月30日の朝礼後、B 2常務は、A 1を会社事務所に呼び出し、同人の住所が不明であることを理由として、同日付けで同人を通常解雇するとともに予告手当を支給する旨意思表示をした。これに対し、A 1は解雇を不服とし、予告手当の受領を拒否したため予告手当は支払われなかった。その後、会社はA 1の就労を拒否した。
- (5) 同年12月16日、A 1は富山地方裁判所高岡支部に対し、地位保全及び、解雇前3カ月の平均賃金仮払いの仮処分申請をなし、同月25日、これを仮に認める旨の決定が下された。
- (6) 翌26日以降、会社はA 1を従前の業務に復帰させており、同年12月には仮払決定額、昭和57年1月以降にはいわゆる実働分の賃金が支払われている。
但し、同人に対する解雇取消しの明示の意思表示はなされていない。

第2 判断

1 支配介入について

労働者は憲法によって団結権が保障されており、労働組合法第7条第3号は「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること」を使用者の不当労働行為として禁じている。改めて言うまでもなく、労働組合を結成するか否か、労働組合の組織形態をどのようにするか、上部団体に加入するか否かは、労働者ないしは労働組合の自主的判断によって決められるべきことであって、使用者が介入すべきこ

とではない。

しかるに、前記第1の3で認定したように、(B1社長が昭和56年10月26日にA4とA1に対し、「組合をやめろ。」「組合を作るとは何事だ。会社がつぶれてしまう。」と分会の解散を迫ったこと、②同日、B1社長が合同労組のA10らに対し、「おれは組合を認めない。」「(労働組合結成の)文書は破って捨ててしまった。」「法律が何だ。今後も続ける。」と組合否認の発言をしたこと、③同年11月3日、B1社長が分会組合員らを集め、「いま会社は、組合を作る段階ではない。私は組合を認めない。」「上部団体を脱退しろ。」「従業員全員が加入する組合なら認める。」などの発言をしたこと、④同年11月21日、B2常務が、朝礼終了後、分会組合員らに対し、「分会を解散し地労委への救済申立てを撤回しなければ、社長は会社経営から手をひく。そうなれば、今月末で会社がつぶれてしまう。」という趣旨の発言をしたことは、明らかに組合に対する支配介入であって、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

2 団体交渉拒否について

労働組合法第7条第2号の規定により、使用者は、労働組合との団体交渉を正当な理由なく拒否してはならず、団体交渉に誠意をもって応じなければならない。

しかるに、会社は、下記のとおり、組合が昭和56年10月26日に要求した同年11月2日の団体交渉を正当な理由なく拒否している。

- ① 昭和56年11月2日における団体交渉拒否について、会社は、同年10月29日頃A4分会執行委員長から脱会届が出ており、分会が解散したと考えていたことを理由としている。しかし、前記第1の3の(4)で認定したとおり、(ア)分会において合同労組からの脱退決議がなされていないこと、(イ)仮に会社がこの事実を知らなかったとしても、11月2日朝、A3らが会社に赴き、A3がA4に代わって分会執行委員長に選任された旨の組合役員変更通知を提出し、10月26日付けの(団体交渉)要求書に対する回答を求めたから(前記第1の4の(2))、この時点で分会の存続が確認できていること、(ウ)B2常務及びB3取締役が、「組合は認めない。要求書は社長によって破られてしまった。」と応答したこと、などから考えると、会社の主張は団体交渉を拒否する正当な理由としてこれを採用することはできず、むしろ労働組合を否認もしくは嫌悪する考えから拒否したものと判断される。
- ② 昭和56年11月3日以降においても、B2常務が組合の団体交渉申入書を、「当社には現在労働組合は必要としませんので関係書類は返納致します。」と記して11月12日付けでA3の自宅へ返送したり(前記第1の4の(4))、11月13日午後6時頃、会社へ赴き団体交渉の開催を要求した組合役員に対し、B2常務が「関係ない。」「内容証明郵便は必要ないので送り返した。」と発言するなど、組合を否認する態度をとり続けて団体交渉を拒否した(前記第1の4の(5)(6)(7))。
- ③ 会社が昭和57年2月10日付けの最後陳述書において、同年1月23日と同年2月6日の2回団体交渉を行ったこと、及び、そのあとも団体交渉を行うよう計画している旨陳述したので、当委員会が調査したところ、不当労働行為の審問の後半の頃から数回の団体交渉がもたれたものの、会社は、組合の要求に対し、会社内の親睦団体との関係を理由として拒否回答をするなど、従来から示した組合嫌悪の態度を続けており、誠実に団体交渉を行ったとは認め難く、組合の団体交渉の応諾を求める被救済利益は依然として存

在するものと判断する。

以上、会社の本件団体交渉拒否には何らの正当な事由がなく、会社の行為は労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するので、主文のとおり命ずる。

3 A1の解雇について

会社は、A1の解雇は同人が会社に届け出た住所に居住していないことを理由としたものである、と主張する。しかし、会社はその主張を裏付ける疎明をしていない。仮にA1の住所に問題があるにしても、出勤している同人をそれだけの理由で解雇することはその職種からみて苛酷であり失当である、と言うべきであろうが、本件の場合には、何よりも前記第1の2の(2)、3の(2)、5の(2)(3)(4)で認定したとおり、不当労働行為とみられる事実が存在する。すなわち、①A1が昭和56年10月24日、合同労組加入、分会結成の際に分会副委員長の地位にあり、同月26日、分会結成通知を提出したときに同人も同席していたこと、②同年10月26日、B1社長がA1らに「組合をやめろ。」「組合を作るとは何事だ。」などと言ったこと、③同年11月26日、B1社長は、自分が社長職を兼務している明德輸送株式会社にA1を呼び出し、「組合をやめろ。」「あんたから脱会するように、中心になっている3、4名に話をしてくれ。」という指示をしたが、A1がこれを拒否したこと、④それから間もなく同月30日の朝礼後に、B2常務がA1を会社事務所に呼び出して、同人に解雇の意思表示をしたこと、が認められ、これらの事実や前記第2の1の支配介入、第2の2の団体交渉拒否で判断された会社の態度を総合的にみると、会社のA1に対する解雇には、同人らの組合活動を嫌悪していた会社が、同人の住所が不明であることを口実にして同人を職場より排除せんとした不当労働行為意思を推認することができる。よって、A1の解雇は労働組合法第7条第1号の不当労働行為にあたる、と判断する。

なお、前記第1の5の(5)(6)で認定したとおり、A1の地位保全及び賃金仮払いの仮処分申請を認めた昭和56年12月25日の富山地方裁判所高岡支部の決定の後、A1は従前の業務についているが、会社は同人に対して解雇通告を取り消す意思表示をしていない。会社がこれまで組合ないし組合員に対してとってきた言動などから判断して、A1に対しては単に仮処分命令に従って仮に就労させているにすぎないものとみられるので、会社に対して主文のとおり解雇通告の取消しを命ずるのが相当である、と判断する。

但し、A1の就労に対して、昭和56年12月分として解雇前3カ月の平均賃金が、また、昭和57年1月以降には実働分の賃金がそれぞれ支払われているので、バック・ペイの申立てについては、救済の必要を認めない。

4 その他

組合は、陳謝文の掲示と組合への交付のほか、陳謝文の各新聞紙上への掲載、並びに、A1の解雇につき同人への陳謝文の手交をも救済の内容として請求しているが、主文の範囲で足りると判断する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって、主文のとおり命令する。

昭和57年5月18日

富山県地方労働委員会
会長 吉原 節夫